

2019年5月28日 川崎市殺傷事件について

*自治体の対応に問題はなかったのか？*

# 希望ナルミ

韓国の生活保護には、行政が受給者に穀物を割引価格で提供する制度がある。これを実施するため、穀物を輸送し、各受給世帯に届ける業務が発生する。希望ナルミにこの業務が委託される以前は、民間の宅配業者が業務を受託していた。ところが、行政にはクレームが絶えず、悩みの種になっていた。

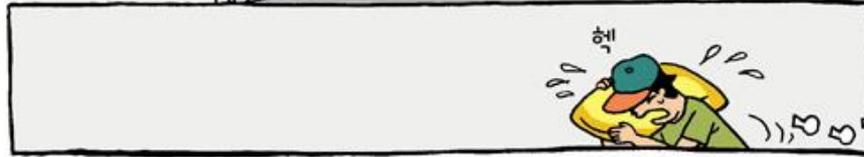
そこで、従来より、生活保護受給者の自立支援事業を行っていたある支援者が、事業所にトラックもあったことから、この業務を、生活保護受給者らが行ってみてはどうかと考えた。希望ナルミの誕生である。

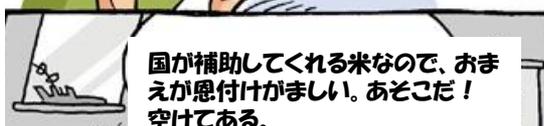
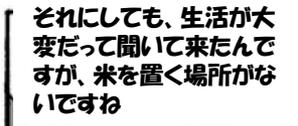
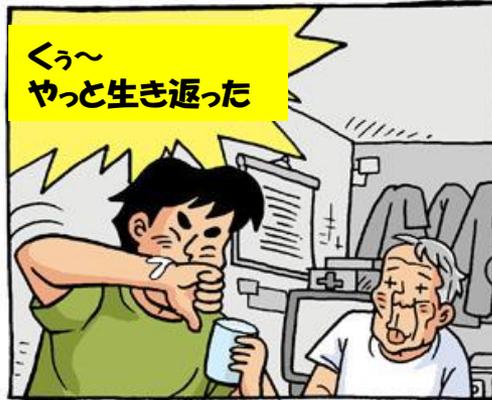
当初、試験的に実施してみたところ、業務は滞りなく行われたばかりでなく、クレームがぴたりとなくなった。現在、希望ナルミは、韓国全土の自治体で業務を行っている。

なぜ、クレームがなくなったのだろうか？

希望ナルミ  
희망나르미

고주애













生活が大変な近所の人に希望と一緒に希望を届ける

私は、もう失業者でも野宿者でもありません。  
「希望ナルミ」です。

おばあさん!

おや、誰だい?

△△商社

# 社会的企業とは何か？

	企業活動	慈善活動
目的	利潤最大化	社会目的 (social mission)
利益率	高い	低い

# 韓国の主な「社会的経済」

## 自活企業(国民基礎生活保障制度)

生活保護制度内での事業という制約がある

## 社会的企業(社会的企業育成法)

従業員は生活保護受給者に限らない。人件費が補助される

## 社会的協同組合(協同組合基本法)

法人格を得ることができる

## マイクロクレジット、中間支援組織

社会的経済を側面から支援

左の各事業を総称して、  
**社会的経済**

# ヨーロッパ、中南米、アジアにおける社会的企業、社会的協同組合、社会的経済、連帯経済等の関連法律一覧

国	法律上の形態	制定年	国	法律上の形態	制定年
イタリア	社会的協同組合 社会的企業	1991 2005	スペイン	社会的協同組合 社会的経済	1999 2011
ハンガリー	社会的協同組合	2006	ギリシア	社会的経済	2011
フランス	公益協同組合 社会連帯経済	2001 2014	UK	CIC	2005
ベルギー	社会的経済（地域で）	2012	スロヴェニア	社会的企業	2011
ポーランド	社会的協同組合	2006	フィンランド	社会的企業	2003
ポルトガル	社会的経済	2013	リトアニア	社会的企業	2004
エクアドル	人民連帯経済等	2012	コロンビア	連帯経済	1998
ケベック	社会的経済	2013	ベネズエラ	人民経済	2012

このほか、ルクセンブルグ（連帯経済）、ブラジル（社会連帯経済）、アルゼンチン（サンタフェ州、連帯経済）、フィリピン（社会的企業）、韓国（社会的経済）等も、立法を検討・審議中。

資料：RELISSホームページ (<http://reliess.org/framework-law/?lang=en>); European Economic and Social Committee, *The Social Economy in the European Union*, 2012; L. Morais et al. *Local Development and Social and Solidarity Economy (SSE)*, 2014

# 社会を変えるアイデアや事業のいろいろ

<b>事業者</b>	社会的企業 (social enterprise, social firm) ソーシャルビジネス (social business) 社会的起業家 (social entrepreneur)
<b>地域／社会</b>	社会的経済 (social economy) 連帯経済 (solidarity economy) ソーシャルイノベーション (social innovation)
<b>企業</b>	CSR (Corporate Social Responsibility) CSV (Creating Shared Value)

## (別添資料2)

## 優先発注の取組事例

### 兵庫県伊丹市（一般市）

### 優先発注（認定就労訓練）

#### 1市の概要（H28年度）

人口	202,037人
保護率	1.6%

#### 2支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件)	18.5
プラン作成件数人口10万人当(件)	3.8
就労支援対象者数人口10万人当 (件)	2.7
就労・増収率(%)	89.2

#### 3認定就労訓練実施状況

市内実施 団体	①企業組合伊丹市雇用福祉事業団 ②NPO法人ワーカーズコープかんさい ※認定は兵庫県
事業概要	・常時支援員3名体制 (支援手続き担当、職場見学担当、就労契約手続き担当) ・①の団体は、就労準備支援事業も受託。 長期離職者やひきこもりは就労準備支援事業、短期離職者は認定就労訓練（雇用型、非雇用型）に振り分けて支援を実施。
課題・対応	・雇用型の利用には無料職業紹介の取扱いが必要。 (伊丹市は実施済み) ・対象者に合った業務の提供が必要。優先発注分以外にも独自事業による短期就労等（長期離職者ですぐの就労困難だが給与が必要等）も実施。
優先発注認定	①②とも平成27年8月21日
優先発注 件数	①26件 63,381千円 ②1件 6,690千円 ※平成28年度
その他 特記事項	・従前より生活保護受給者の就労支援に協力を実施し、行政との信頼関係を構築していた。 ・優先発注の効果により独自財源を得ることにつながり、更なる独自支援を行っている。（自転車貸し出しや就職活動用衣類貸し出し事業等）

#### 4事業実績（H28年度）

- ・就職者数 85人（うち就労支援プラン作成者人数 50人）
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業参加者数 50人  
うち就職者数 31人
- ・認定就労訓練事業参加者数 実人数 非雇用型 3人 雇用型 19人  
うち就職者数 9人
- ・就労準備支援事業参加者数 実人数 10人 うち就職者数 2人
- ・無料職業紹介事業 紹介者数 22人 うち採用者数 12人

#### 5事業実施のポイント ～福祉部局主導の庁内連携と業務の切り分け～

##### Point

- ・福祉部局が主導となって庁内部局に優先調達の働きかけを実施。
  - ・シルバー、障害者団体との住み分けに留意。
- 業務の切り分けを行い、体力の必要な業務等を認定就労訓練事業者が担うことで、市の課題を解決している。

#### 優先発注事例

市の課題：ヌートリアの駆除  
外来種（ヌートリア）が増えており、捕獲用の檻を市内に複数箇所設置しているが、すべて見回るのは困難。



※ヌートリア：固有の生態系への悪影響や農業被害があり、繁殖力も強い。

市から優先発注を受けて、設置後の檻の見回りを実施  
(認定就労訓練事業、雇用型)

⇒運動になり、時間的な感覚も身につく（日常的自立）  
仲間とのコミュニケーションや地域住民との挨拶（社会的自立）  
就労収入を得ることで一般就労に向けた足がかりとなる（就労自立）

#### 6取り組んで良かったこと

行政：通常の行政業務の予算で生活困窮者支援を実施できた。  
事業者：優先発注により、雇用型の就労訓練を実施する業務量を確保できた。  
利用者：事業への参加により賃金を確保しながら就職活動を実施できた。

（下線部分は改正部分）

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(参考) 地方自治法第234条第2項の規定に基づき普通地方公共団体が認定生活困窮者就労訓練事業の対象とすることについて

(平成27年6月3日各都道府県、指定都市、中核市担当部署宛て厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡を一部修正したもの)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項において、普通地方公共団体は政令の定めるところにより随意契約を行うことができることとされており、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号において、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業について規定しているところである。

具体的には、

- ・ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設で、その施設に使用される者が主として法第2条第1項に規定する生活困窮者であるものにおいて製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約であること
- ・ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設で、その施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約であること

のいずれかであることに加え、当該施設において製作された物品を買い入れること又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けることが要件となっている。この認定に当たっては、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29条)第12条の2の3及び地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第52条において、認定基準を定めて公表すること、認定基準の策定及び個別の認定行為については学識経験者の意見聴取手続を経ることが定められている。